

令和5年（行ス）第18号 執行停止申立却下決定に対する抗告事件

（原審・東京地方裁判所令和5年（行ク）第41号、基本事件・同裁判所令和5年（行ウ）第95号神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件）

決 定

5	抗 告 人	別紙抗告人目録記載のとおり
	同 代 理 人 弁 護 士	山 下 幸 夫
	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
	相 手 方	東 京 都
	同 代 表 者 知 事	小 池 百 合 子
10	処 分 行 政 庁	東京都知事 小池百合子
	同 指 定 代 理 人	榎 本 洋 一
	同	小 松 弘 尚
	同	鳳 城 和 明
	同	柏 木 健 三

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨

- 20 1 原決定を取り消す。
- 2 処分行政庁が申立外三井不動産株式会社、同明治神宮、同独立行政法人都市再生機構及び同伊藤忠商事株式会社に対してした令和5年2月17日付けの神宮外苑地区第一種市街地再開発事業（以下「本件事業」という。）の施行の認可の効力は、本案判決が確定するまで停止する。

25 第2 事案の概要

- 1 本件は、処分行政庁が認可した本件事業について、本件事業の対象地域の南

5 東部にこれと隣接して位置する都営北青山一丁目アパート（以下「本件アパート」という。）に居住する住民24名（以下「本件住民」という。）を含む東京都の住民ら28名が、①「東京都公園まちづくり制度」を適用したことが同制度の趣旨に反しており、その決定過程の審議にも瑕疵があること、②都市計画法12条の5第3項に違反していること、③環境影響調査に関する審議が十分ではないことを理由に、処分行政庁による本件事業の認可はその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したもので違法であると主張して、その取消しを求め
10 本案訴訟を提起するとともに、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）25条2項に基づき、本件事業の認可の効力の停止を求める事案である。

10 原審は、「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」（行訴法25条2項）に該当するとはいえないとして、原告人らの申立てを却下したところ、原告人らが抗告した。

2 当事者の原審における主張は、原決定「理由」の「第2 事案の概要」の2（原決定2頁10行目から14行目まで。原決定別紙2～8を含む。）のとおり
15 であるから、これを引用する。

原告人らの当審における主張は、別紙「抗告理由書」及び別紙「相手方意見書に対する反論書」に記載のとおりであり、相手方の当審における主張は、別紙「意見書」に記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

20 1 当裁判所も、原告人らの申立ては、「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」（行訴法25条2項）に該当するとはいえず、却下すべきものであると判断する。

その理由は、次のとおり補正するほかは、原決定「理由」の「第3 当裁判所の判断」の1（原決定2頁16行目から8頁14行目まで）に記載のとおり
25 であるから、これを引用する。

(1) 原決定4頁2行目の冒頭から9行目の「おくとしても、」までを「これを本

件についてみると、抗告人らのうちには、別紙抗告人目録記載の肩書住所地からして、本件事業の対象地域に近接する地域内に居住するとはうかがわれず、神宮外苑の景観の恵沢を日常的に享受していることにつき十分な疎明があるとはいえない者も含まれるが、その点をおくとしても、」に改める。

5 (2) 原決定5頁21行目から22行目の「現地で確認したとするにもかかわらず写真等の根拠資料は添付されていない上、」を削る。

(3) 原決定6頁6行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

10 「なお、抗告人らは、当審において、本件事業の実施により抗告人川口眞雄が受ける景観利益以外の不利益として、本件事業に基づく約13年にわたる工事期間中、神宮外苑を災害時の避難場所に利用できなくなる旨を主張するが、同抗告人の肩書住所地である東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目の住民の避難場所として指定されているのは明治神宮・代々木公園一帯であって、明治神宮外苑地区ではないから（疎甲108～110）、上記主張はその前提を欠いており失当である。」

15 (4) 原決定7頁15行目の「これについても、」から8頁1行目までを「これについては、本件影響評価において、野球場棟からの騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていくものとされており（疎乙10の2）、また、令和5年1月の東京都環境影響評価審議会への報告では、本件事業の施行者において、野球場棟における外野席の形状等の詳細が決定するまでにハード的な対策を検討し、詳細が決定する詳細設計の段階で予測に取り入れて報告するものとされていること（疎乙15）からすると、現時点において、本件事業により完成する施設の供用によって、本件住民の健康被害につながるほどの顕著な騒音レベルの悪化がもたらされるおそれが高いことの疎明があると
20
25 まではいえない。」に改める。

(5) 原決定8頁14行目の末尾に「抗告人らは、本件影響評価ではビル風の発

生可能性について評価できていないと主張するが、本件影響評価では、「最大風速等の突風の状況」についても予測事項とした上で評価が行われており(疎乙10の3)、抗告人らの上記主張を採用することはできない。」を加える。

2 よって、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和5年8月22日

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

谷 口 園

恵



裁判官

湯 川 克

彦



裁判官

山 口 和

宏



10

15